

- 1 会議名 市民参加条例検討特別委員会（第 6 回）
2 日時 平成 27 年 10 月 30 日（金）
開会 午前 10 時
閉会 午前 11 時 47 分
3 場所 第 1 委員会室
4 出席議員 15 名
5 欠席議員 なし
6 説明員 協働推進課長小松 浩、同主幹竹井鉄次、同主事須藤 隆
行政課長中村定秋
7 事務局出席者 議会事務局長尾関友康、同主査田島勝己
8 委員長あいさつ
9 報告事項

協働推進課からの報告

岩倉市市民参加条例におけるパブリックコメントの意見に対する執行機関の考え方（別添）について、課長から報告した後に主幹が変更すべき点のうち 12 点についてを説明した。

黒川 武委員長：資料を読み込むため休憩する。

休憩（10 時 20 分から 30 分まで）

10 時 30 分再開

黒川 武委員長：43 件のうち 12 件検討に値すると当局から説明があったが、ほかに疑義がある場合も質疑をお願いする。

黒川 武委員長：市民の皆さんからパブリックコメントに寄せられた意見に対して、真摯に向き合って考え方を公表することも必要であるが、平成 26 年度と 27 年度もこの特別委員会で 2 年にかけていろいろな面から指摘したが、今回合わせて変更することはあるのか。

協働推進課主幹：同じ意味合いがあったと思います。一つは目的としての表現の仕方、二つ目は公聴会についてもご指摘いただきましたが、同じような意見としてパブリックコメントもあり、変更を考えています。

黒川 武委員長：今後の進め方として、例規審査委員会にかけているようだが、いつ頃終了するのか。

協働推進課主幹：現在第 15 条まで審査を受けております。次回は 11 月 4 日午前、9 日の終日で審査を受ける予定していますので、9 日に終了することを見込んでいますが、進捗によってはずれ込むこともあります。

黒川 武委員長：審査会での修正事項、特別委員会の指摘事項も踏まえて議

案に上程する説明を聞いた。質疑をお願いします。

塚本秋雄委員：8番目の「計画を策定するのみ該当するのか。」について、当局の結論になった経過をもう少し詳しく説明してほしい。

協働推進課主事：市民から聞かれていることとして、広く公共用に供される施設の設置、廃止にかかる計画の策定、変更とありますが、実際に検討するとき、廃止する場合は廃止するための計画を立てることはあるのか、廃止をするときには計画を作られないのならば、市民参加の手続の対象にならない指摘だと思います。執行機関としては大規模な公共施設についての設置だけでなく、変更や廃止においても必ず計画を立てます。計画等が策定されないことは考えられませんので、市民参加の対象になることから今のままの条文で問題はないと考え、このような回答と考えます。

塚本秋雄委員：10番目に意見交換会、公聴会、市民討議会と記載されているが、要綱を定める予定なのか。

協働推進課主事：市民公聴会、市民討議会については、条例の施行規則として、もう少し詳しい内容を規定するとともに運用についてのルールを考える必要があり、それを示す必要もあることを考えており、準備もしています。

塚本秋雄委員：18番目について、市外在住の人は出られないのかの答えについて、市外在住の人も討議会に出られるのか。

協働推進課主事：市民討議会の定義された条文として市民討議会の参加については、18歳以上の方を住民基本台帳から無作為に抽出し、その方に参加依頼をすることが前提となっています。そもそもの対象者は市内在住者になることは致し方ないと思います。参加依頼をした後に市外に住所が変わられる場合もあり、対象外とせず、引き続き対象者として取り扱うことに繋がるとしますので、抽出の時点で市内在住者に限るという結論においては検討委員会でも何回も話をして確認しています。執行機関としても致し方ないと考えています。

塚本秋雄委員：27番目について、市民参加の手続において、外国人を除外していない考えでよいのか。

協働推進課主事：趣旨として言われるとおりであります。条文の中において、投票資格者の要件に従うことになりますが、その他の市民参加手続におきましては、国籍等にかかわらずどなたも参加していただくことが可能であるという理解をしています。

関戸郁文委員：34番目について、37番目にもあるが、検討するというのは、議案を上程する前に検討するのか、上程後検討するのか、案があるのか意

味がわからないので意味を教えてください。

協働推進課長：今回いただいた中では変更しませんが、ご指摘されたことは、今後の研究課題として、引き続き課題として検討したいと思います。

堀 巖委員：2年間の特別委員会における執行機関の考えで、論点整理表や会議録での指摘事項においてあやふやな部分がある。執行機関はパブリックコメントにして返しているが、議会からの意見に対する回答がないのが、パブリックコメントと比較して特別委員会が軽んじられているのではないのか。真摯に論点整理表で解決されていないことを整理することが必要ではないのか。

協働推進課長：執行機関の考えをパブリックコメントのように回答することは必要と考えております。特別委員会でいただきましたご意見等は最終的に12月定例会の案として上程させていただいた中でお答えしていくものと考えます。ご指摘に対して考えを言うことはこの委員会の目的に沿わないことも考えられますので、軽んじているわけではありません。いただいたご意見等も12月議会の上程までの時間は厳しいのですが、十分議論して反映できるか、ここで答えできませんが、十分議論していきたいと考えております。

堀 巖委員：23番目について、削るということだが、第9条と第19条の趣旨が異なるのではないかと思う。第9条は前年度の全体的な状況の公表であり、第19条は言葉にはないが遅滞なく公表することであり、異なるのではないか。

協働推進課主事：ご指摘のとおり第9条は、年度当初の手続のとりまとめについて公表することではなく、第2項で手続を実施した場合速やかに公表しなければならないとあります。第9条の第1項は年度当初予定で取りまとめて公表すること、第2項は実施した結果を公表すること、第3項は翌年度に前年度の実施状況を取りまとめて公表することを規定しています。

堀 巖委員：37番目について、回答の中で行政区と町内会の表記があり、こういうことを公にしているのか気になる。行政区の中で自治を行うところもあり、行政区は行政の下請け機関の意味合いがあり、考えを整理しないのはどうか。

協働推進課長：行政区と町内会について、課題が多々あります。今年度から副市長、私と広聴担当で区長の皆さんと意見交換しています。行政区と町内会のまちづくりは難しいと考えておりますが、どこの行政区も担い手が不足という問題を抱えており、意見交換して行う必要があると思っております。答弁になるかわかりませんが、内容について危機感があるというこ

とで、行政区と協力し取り組んでいきたいと思います。

10 協議事項

第1章について

木村冬樹委員：第1章に限らない意見であるが、市長と執行機関の位置づけについて、パブリックコメントなどでは、第20条について主語を変更している。自治基本条例では執行機関は市長、教育委員会等とある。市長とは執行機関の長としているが、市長の主語について組織として、または個人として整理されているのか。

行政課長：市長と表記した場合は、執行機関の市長と認識しています。条文上読めない場合も、市長と表現せざるを得ないと思います。解説で区別するか、条文で検討するのか、例規審査委員会でも議論したいと思います。基本は執行機関としての市長だと思います。

堀 巖委員：第10条の執行機関は、市長部局だけでなく教育委員会等を含めて執行機関と表記している。登録制度は市で一つでないのか。執行機関ごとに登録制度を設けることを想定しているのか。そこは市長でないのか。

行政課長：第1項は市として全体で登録制度を設け、執行機関ごとでなく一つの名簿があると思います。第2項は教育委員会や選挙管理委員会などそれぞれの執行機関が努力しないといけないことと言うと第2項は執行機関でよいのかと思います。この点は例規審査委員会で具体的に議論したいと思います。

堀 巖委員：この条例を施行機関のみの市民参加条例とみるのか、議会を含めるのか、討議する必要がある。執行機関側の考え方を本会議の前の段階でキャッチボールすることと認識している。議員間の討議ができたかどうか。この特別委員会で扱うべきでないか。

黒川 武委員長：堀委員の考え方を聞かせてほしい。

堀 巖委員：執行機関と市民との参加のあり方を軸に議論されたことを踏まえると論点整理表のとおり外すべきと思う。

黒川 武委員長：意見があればお願いしたい。議会基本条例推進協議会でも協議されているが、協議会会長の見識はどうか。

木村冬樹委員：協議会で3つのプロジェクトチームを設けているが、具体的にどうするのか、条例改正をするか議論されている。個人としても堀委員の意見のとおり、執行機関側における市民参加と協働の条例と思っているので、議会として進めるのであれば、この条例から議会を外すべきものと個人的に意見を持っている。

宮川 隆委員：この条例に定める、定めないにかかわらず、議会と行政機関

と市民の協働関係が存在しないといけない。今年度最初の委員会の中で確認したのが、この条例にとって議会の位置づけは、まったく関係ない。行政対市民の位置づけを明確にすれば第4条は不要であり、もう一つの考え方としてこの条文を市民が見たときに議会は何をしているのか、抜け落ちているのかと感じたときに、よくある例として「〇〇については、別に定める」のように、議会は議会基本条例で進められるとの二つの考え方がある。

堀 巖委員：第4条でほかに定めるのではなく、第1条の目的にきちんと執行機関と市民との関係における市民参加と協働であることを明確にし、条例の目的から議論を踏まえ、整理する必要がある。

木村冬樹委員：三者としての関係を自治基本条例第10条に明確に書かれているので、堀委員の意見と同じである。

塚本秋雄委員：論点整理表に「住民投票を入れ込むことの是非」と書いてある。住民投票は、自治基本条例で別に定めると書いてあるが、どのような議論がされたかわからないが、それぞれの事案に対して条例を定める。その都度条例で定める。対象事業に応じた住民投票条例、事案ごとの条例と他の自治体の条例を見ると多い。常設型の住民投票や住民の発議も反対しないが、市民参加条例と一緒に行うことに無理な気もする。投票対象も漠然としている。大型の公共施設の設置等が多かった気がする。市民参加条例に入れ込むことが条例そのもののスペースや整備の仕方に無理があることを述べる。

第2章について

木村冬樹委員：強調したいが、第7条第2項について、市民参加の手続の対象としないこともできるとあるが、対象とすることもできる。国の法令では、上限を上回るものは自治体の裁量であるが、上回るものは市民参加が必要である。第3号の書き方を考えたほうがよいのでないか。わかりやすさが必要でないのか。

黒川 武委員長：解説はコンプリートしたものでないか。

協働推進課長：修正する必要があるものは、修正します。

塚本秋雄委員：市民参加の手続の対象を考えると住民投票も市民参加の手続の一つと思うと、住民の直接請求の対象である地方税の減免や新税導入を考えると第7条第2項第5号には市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものは対象としないと書いてあるが、住民投票条例で直接請求が出され、住民投票を行うことになったときは、市民参加では対象とせず、住民投票では行うものとするのか。

黒川 武委員長：市民参加と協働の条例に入れ込むことに必要性があったのか説明してもらうことが大切である。塚本委員の指摘のとおり、矛盾が生ずる指摘があった場合、そうでない説明が必要でないのか。

協働推進課長：お答えできるものはありませんが、説明できるようにさせていただきたいと思います。

第3章について

堀 巖委員：住民投票で外国人を外す説明について、パブリックコメントにおける執行機関の考えを読むと一般的な市民参加とは一線を画して、住民投票は政治参加と位置づけて議論した。まちづくりと政治の違い、住民投票は拘束力がないということについての整理を、もう一度執行機関側から説明してほしい。国際化が進むに当たり、外国人向けの公の施設を造る話が出された際に当事者たる外国人が住民投票できないことが矛盾であり、外国人を外すことは時代錯誤と思う。まちづくりと参政権の問題について、まちづくりと政治についてどのように線引きしたかを明確に説明しないとイケないが、現時点での考え方の発言が欲しかった。

黒川 武委員長：意見を受け止め対応してほしい。

協働推進課長：説明できるように対応したいと思います。

木村冬樹委員：27番目について、執行機関の見解を読んでも意見を出した人は納得しないのでないか。なぜ外すのか書かれていない。

榎谷規子委員：子ども条例にもあるように、子どもにもまちづくりに参加する権利がある。すべての子どもたちが、きちんと教育を受ける権利を保障して、まちづくりを形成していることを考えるならば、27番目の執行機関の返答について、思うところがある。

堀 巖委員：議員の中でこれでよいという人はいないと思うが、皆さんの意見はどうか。

黒川 武委員長：自由討議の問題提起としたい。改めて任意の意見交換会を設けたいので自由討議の場で議論をお願いしたい。

堀 巖委員：わかりました。

大野慎治委員：外国人は住民投票はできなくても、政策提案手続きは担保されているのか。

協働推進課長：そのとおりです。

大野慎治委員：提案手続で担保されているならば、排除されていないのではいか。十分参加できると思う。

黒川 武委員長：任意の意見交換会で議論をさせていただきたい。

第4章及び第5章について

黒川 武委員長：第 41 条第 1 号に補完性の原則がある。32 番目に書いてあるが、補完性の説明に納得できないという意見がある。この方は、補完性の原則は、できることはできる範囲で行い、できない部分をより大きな組織などが補うことを補完性の原則を捉えており、見識を持った方と思う。執行機関の「性」の字句を外すという考えでは納得されないと思う。補完性の原則は国際的に認知されている概念である。協働の分野において補完性の原則は、どういうものかを説明すべきではないか。私の意見に留める。

黒川 武委員長：施行規則についても、前回までの執行機関の考え方は、条例上程時にお示しするという事で進めていると理解してよいか。

協働推進課主幹：そのとおりです。

黒川 武委員長：特別委員会としては、本日をもって中締めのようにしたい。必要に応じ開催したい。論点を深めるために任意で意見交換会を開催したい。日時は、11 月 12 日木曜日午後 1 時 30 分からお願いしたい。場所は追って連絡する。